

平成 24 年度障害福祉サービス報酬改定等に係る緊急要望【要約版】

全国社会就労センター協議会（セルプ協） 会長 近藤 正臣

報酬改定等に関するセルプ協の基本的な考え方

○報酬は月払いを基本とする ○原則として、加算は本体報酬に繰り入れる

平成 24 年度報酬改定にあたり、上記の基本的な考え方を取り入れていただくよう要望いたします。現時点で実現がむずかしい場合には、少なくとも以下の事項の実現を図ってください。

1. 平成 24 年度概算要求に盛り込まれた「工賃向上計画」を実現いただきたい。
2. 自立支援給付費を抜本的に改善していただきたい。
 - ・就労継続支援 B 型・A 型、生活介護、施設入所支援の単価を大幅に改善していただきたい。
なお、改善にあたって、現行報酬段階の「区分 2 以下」を廃止し、「区分 3 以下」とされたい。
 - ・就労継続支援 A 型について、B 型の目標工賃達成指導員加算相当分の加算を算定可能としていただきたい。
 - ・基準該当就労継続支援 B 型について、就労継続支援 B 型と同水準の報酬単価・加算としていただきたい。
 - ・ケアホーム、グループホームについて、その世話人や生活支援員、夜間職員を正規職員として雇用できる水準の報酬に引き上げていただきたい。
3. 日中活動支援の現行の月マイナス 8 日の原則を見直し、実態に即した算定を認めていただきたい。
4. 福祉・介護人材の処遇改善事業の実質的な継続と拡大を図っていただきたい。
5. 障害者自立支援対策臨時特例交付金による特別対策事業を延長していただきたい。
 - ・特に、通所サービス等利用促進事業、障害者自立支援基盤整備事業、事業運営安定化事業、移行時運営安定化事業については、事業継続にあたって不可欠である。
6. 平成 23 年度末までの経過措置について、継続いただきたい。
 - (1) 食事提供体制加算については、恒久化を図っていただきたい。
 - (2) 重度者支援体制加算における算定基準について、全事業所 5%としていただきたい。
 - (3) 就労継続支援 B 型事業の対象者について、地域に一般就労や継続支援 A 型事業所による雇用の場が乏しいことや、就労移行支援事業所が少なく、一般就労へ移行することが困難と市町村が判断した地域における利用希望者を含めていただきたい。
7. グループホーム・ケアホームの家賃補助（特定障害者特別給付費）について、福祉ホームや一般住宅で暮らす障害者にも対象を広げていただきたい。
8. ジョブコーチによる支援や障害者就業・生活支援センターの相談において、聴覚障害者等コミュニケーション支援が必要な障害者に十分な支援が提供されるような仕組みを講じていただきたい。
9. 障害者就労支援事業所の共同受注・共同販売や、工賃向上に向けて人材配置を可能としていただいている緊急雇用創出事業、ふるさと雇用再生特別基金事業について、継続していただきたい。

平成 23 年 11 月 14 日

厚生労働省「障害福祉サービス等報酬改定検討チーム」

主査 津田 弥太郎 様

全国社会就労センター協議会

会長 近藤 正臣

平成 24 年度障害福祉サービス報酬改定等に係る緊急要望

報酬改定等に関するセルフ協の基本的な考え方

- 報酬は月払いを基本とする
- 原則として、加算は本体報酬に繰り入れる

平成 24 年度報酬改定にあたり、上記の基本的な考え方を取り入れていただくよう要望いたします。

現時点で実現がむずかしい場合には、少なくとも以下の事項の実現を図ってください。

1. 平成 24 年度概算要求に盛り込まれた「工賃向上計画」を実現いただきたい

共同受注窓口事業の推進をはじめとする「工賃向上計画」は、工賃水準の引き上げに向けて欠かすことのできない取り組みであり、ぜひとも実現いただきたい。

2. 自立支援給付費を抜本的に改善していただきたい

○旧法施設支援に比して、就労継続支援 B 型・A 型や、生活介護支援、施設入所支援の自立支援給付費は著しく低い（別紙参照）。旧法支援施設のサービス水準を確保するため、就労継続支援 B 型・A 型、生活介護、施設入所支援の単価を大幅に改善していただきたい。

なお、改善にあたって、障害程度区分が低くとも、生活介護や施設入所支援の必要性が高い利用者の実態をふまえ、現行報酬段階の「区分 2 以下」を廃止し、「区分 3 以下」とされたい。

○利用者を雇用し労働法規の対象とするなど、並々ならぬ経営努力を求められる就労継続支援 A 型について、就労継続支援 B 型の目標工賃達成指導員加算相当分の加算を算定可能としていただきたい。

○基準該当就労継続支援 B 型について、就労継続支援 B 型と同水準の報酬単価・加算としていただきたい。

○ケアホーム、グループホームについて、その世話人や生活支援員、夜間職員を正規職員として雇用できる水準の報酬に引き上げていただきたい。

3. 日中活動支援の現行の月マイナス 8 日の原則を見直し、実態に即した算定を認めていただきたい。

常時介護、レクリエーション支援や通院同行などを含め、月マイナス 8 日以上の支援を必要としている利用者がある実態を踏まえた支給決定としていただきたい。

4. 福祉・介護人材の処遇改善事業の実質的な継続を図っていただきたい

処遇改善の取り組みの継続は不可欠であり、本事業における補助相当分を平成24年度報酬改定時に本体報酬に組み込むか、対象を生保・社会事業授産施設を含む全職員に拡大するなどして本事業を延長するなど、実質的に継続していただきたい。

5. 障害者自立支援対策臨時特例交付金による特別対策事業を延長していただきたい

特別対策事業は、現在、障害者支援に欠かせないものとなっている。基金を積み増しして、延長していただきたい。

特に、通所サービス等利用促進事業、障害者自立支援基盤整備事業、事業運営安定化事業、移行時運営安定化事業については、事業継続にあたって不可欠である。

6. 平成23年度末までの経過措置について、継続いただきたい。

(1) 食事提供体制加算については、恒久化を図っていただきたい。

食事提供体制加算の対象となる所得区分（生活保護、低所得、一般（所得割16万円未満））は、セルフ協利用者の約98.7%に及ぶ。平成21年度の加算対象者は、約半数であり、利用者にとって欠かせない制度である。

(2) 重度者支援体制加算における算定基準について、全事業所5%としていただきたい。

現在、旧法支援施設の算定基準は障害基礎年金1級受給者割合が5%、その他の事業所は50%となっている。障害基礎年金1級受給者の割合を基準とすることが適切かどうかの検討を進めつつ、当面は旧法支援施設の基準に引き下げていただきたい。

(3) 就労継続支援B型事業の対象者について、地域に一般就労や継続支援A型事業所による雇用の場が乏しいことや、就労移行支援事業所が少なく、一般就労へ移行することが困難と市町村が判断した地域における利用希望者を含めていただきたい。

(4) サービス管理責任者研修修了要件の経過措置について、研修受講を希望しても受講できない者が多い実態をふまえ、当分の間、延長していただきたい。

7. グループホーム・ケアホームの家賃補助（特定障害者特別給付費）について、福祉ホームや一般住宅で暮らす障害者にも対象を広げていただきたい。

8. ジョブコーチによる支援や障害者就業・生活支援センターの相談において、聴覚障害者等コミュニケーション支援が必要な障害者に十分な支援が提供されるような仕組みを講じていただきたい。

9. 障害者就労支援事業所の共同受注・共同販売や、工賃向上に向けて人材配置を可能としていただいている緊急雇用創出事業、ふるさと雇用再生特別基金事業について、継続していただきたい。

旧法知的障害者授産施設との報酬比較

(別紙)

日中活動

	就労継続B型(30人定員) (7.5:1)	知的通所授産(30人定員) (区分B)	差額
単価	527	713	▲ 186
1月	3,478,200	4,705,800	▲ 1,227,600
1年	41,738,400	56,469,600	▲ 14,731,200

	生活介護(30人定員) (区分2以下)	知的通所授産(30人定員) (区分B)	差額
単価	525	713	▲ 188
1月	3,465,000	4,705,800	▲ 1,240,800
1年	41,580,000	56,469,600	▲ 14,889,600

	生活介護(30人定員) (区分3)	知的通所授産(30人定員) (区分B)	差額
単価	572	713	▲ 141
1月	3,775,200	4,705,800	▲ 930,600
1年	45,302,400	56,469,600	▲ 11,167,200

	生活介護(30人定員) (区分4)	知的通所授産(30人定員) (区分B)	差額
単価	633	713	▲ 80
1月	4,177,800	4,705,800	▲ 528,000
1年	50,133,600	56,469,600	▲ 6,336,000

	生活介護(30人定員) (区分5)	知的通所授産(30人定員) (区分B)	差額
単価	884	713	171
1月	5,834,400	4,705,800	1,128,600
1年	70,012,800	56,469,600	13,543,200

旧法知的障害者授産施設との報酬比較

(別紙)

障害者支援施設

	就労継続B型(50人定員) (7.5:1)	施設入所支援(50人定員) (区分2以下)	知的入所授産(50人定員) (区分B)	差額
単価	494	99	698	
1月	5,434,000	1,504,800	10,609,600	▲ 3,670,800
1年	65,208,000	18,057,600	127,315,200	▲ 44,049,600

	就労継続B型(50人定員) (7.5:1)	施設入所支援(50人定員) (区分3)	知的入所授産(50人定員) (区分B)	差額
単価	494	138	698	
1月	5,434,000	2,097,600	10,609,600	▲ 3,078,000
1年	65,208,000	25,171,200	127,315,200	▲ 36,936,000

	就労継続B型(50人定員) (7.5:1)	施設入所支援(50人定員) (区分4)	知的入所授産(50人定員) (区分B)	差額
単価	494	188	698	
1月	5,434,000	2,857,600	10,609,600	▲ 2,318,000
1年	65,208,000	34,291,200	127,315,200	▲ 27,816,000

	就労継続B型(50人定員) (7.5:1)	施設入所支援(50人定員) (区分5)	知的入所授産(50人定員) (区分B)	差額
単価	494	249	698	
1月	5,434,000	3,784,800	10,609,600	▲ 1,390,800
1年	65,208,000	45,417,600	127,315,200	▲ 16,689,600

	就労継続B型(50人定員) (7.5:1)	施設入所支援(50人定員) (区分6)	知的入所授産(50人定員) (区分B)	差額
単価	494	309	698	
1月	5,434,000	4,696,800	10,609,600	▲ 478,800
1年	65,208,000	56,361,600	127,315,200	▲ 5,745,600

旧法知的障害者授産施設との報酬比較

(別紙)

	生活介護(50人定員)(区分2以下)	施設入所支援(50人定員)(区分2以下)	知的入所授産(50人定員)(区分B)	差額
単価	494	99	698	
1月	5,434,000	1,504,800	10,609,600	▲ 3,670,800
1年	65,208,000	18,057,600	127,315,200	▲ 44,049,600

	生活介護(50人定員)(区分3)	施設入所支援(50人定員)(区分3)	知的入所授産(50人定員)(区分B)	差額
単価	538	138	698	
1月	5,918,000	2,097,600	10,609,600	▲ 2,594,000
1年	71,016,000	25,171,200	127,315,200	▲ 31,128,000

	生活介護(50人定員)(区分4)	施設入所支援(50人定員)(区分4)	知的入所授産(50人定員)(区分B)	差額
単価	604	188	698	
1月	6,644,000	2,857,600	10,609,600	▲ 1,108,000
1年	79,728,000	34,291,200	127,315,200	▲ 13,296,000

	生活介護(50人定員)(区分5)	施設入所支援(50人定員)(区分5)	知的入所授産(50人定員)(区分B)	差額
単価	854	249	698	405
1月	9,394,000	3,784,800	10,609,600	2,569,200
1年	112,728,000	45,417,600	127,315,200	30,830,400